

○厚生労働省告示第百五十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十三年五月二日から適用する。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣 細川 律夫

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一～第三 〔略〕

第四 次に掲げる告示の規定中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第九号」に改める。

一 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第三の二の（二）のイ

二 〔略〕

第五 〔略〕